

空き家・空き建築物対策の充実に関する重点提言

空き家・空き建築物の解体撤去等、適正管理を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住民の安全を守る観点等から、管理放棄された空き家等について、都市自治体が所有者に対し適正な管理を促すための措置や直接かつ容易な立入調査及び解体撤去等が行えるよう早期の法整備を図るとともに、必要な税財政上の措置を講じること。
2. 地域住民等が集会所等として空き家等を利用する場合、家賃補助の創設など、空き家等の活用を促進するための支援制度を拡充すること。